

第16問 相殺に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 相殺の意思表示には、期限を付することができる。

イ 時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、相殺をすることができる。

ウ 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合には、その連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分について他の連帯債務者が相殺を援用することができる。

エ 双方の債務の履行地が異なる場合には、相殺をすることができない。

オ 債権が差押えを禁じたものである場合には、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

1 アエ          2 アオ          3 イウ          4 イオ          5 ウエ

民法：41

第17問

相殺

相殺に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AがBに対して甲債権を有しており、BがAに対して乙債権を有している場合において、甲債権が弁済期の定めのない貸金債権であり、乙債権が既に弁済期の到来している売買代金債権であるときは、Aは、Bに対して、甲債権を自働債権とし、乙債権を受働債権として、直ちに相殺をすることができる。

イ 時効によって債権が消滅した場合において、その消滅時効期間が経過する以前にその債権の債務者が債権者に対する反対債権を有していたときは、その消滅時効期間が経過する以前に反対債権の弁済期が現実に到来していたかどうかにかかわらず、時効によって消滅した債権の債権者は、その債権を自働債権とし、その反対債権を受働債権として、相殺をすることができる。 ※一部の中

ウ AがBに対して有する甲債権をCに譲渡し、当該譲渡についてBに対する対抗要件が具備された後、BがDのAに対する乙債権を取得した場合であっても、乙債権が当該対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じたものであれば、Bは、乙債権による相殺をもってCに対抗することができる。

エ AがBに対して甲債権を有し、BがAに対して乙債権を有していたところ、Bの債権者Cが乙債権を差し押さえた場合において、甲債権及び乙債権の弁済期の前後を問わず、相殺適状に達しさえすれば、その差押え後であっても、Aは、甲債権による相殺をもってCに対抗することができる。

オ 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分について他の連帯債務者が相殺を援用することができる。

1 アイ          2 アエ          3 イウ          4 ウオ          5 エオ